平成２２年（フ）第７１号
沖縄県うるま市字高江洲1063番地５　ヴィラコスモ203
債務者　豊島　伸江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第９３号
沖縄県沖縄市園田３丁目５番25号　福アパート302
債務者　笠原　教幸
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３３３号
青森市筒井２丁目７番22号
債務者　山上ミツヱ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
青森市大字野内字浦島２番地
債務者　坂本　昭治
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
青森市大字新城字山田677番地685
債務者　中村芙美子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
青森市大字大野字鳴滝64番地225
債務者　豊島　良子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
青森市港町１丁目15番14号
債務者　駒田　佳世
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
青森市中佃１丁目18番12号　ザ・ガーデン佃Ｂ―205
債務者　小野　春江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
愛知県豊橋市飯村北３丁目４番地の17
債務者　藤田　博康
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２３４号
愛知県豊川市新道町１丁目２番地　諏訪住宅２街区４棟610号
債務者　尾方　政行
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４６号
愛知県豊橋市東幸町字大山116番地１　ユトリロ東幸512号
債務者　井出山初音こと　イデヤマ　ハツネ　ホリエ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４９号
熊本県天草市有明町大浦626番地
債務者　植田さとみ（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２５３号
長崎県佐世保市東山町29番５号
債務者　小谷　省三
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
長崎県佐世保市大野町20番地９、旧住所長崎県佐世保市もみじが丘町36番地７
債務者　古賀　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
静岡市清水区入江１丁目17番１号
債務者　福本　案奈
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部